

## 令和4年6月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月13日(月) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(13人)

会長(10番) 渡邊 和夫                      職務代理者(3番) 冨永 得治  
(1番) 西田 義和                      (2番) 永田 熊信                      (4番) 高岡 重盛  
(5番) 宮原 清人                      (6番) 川邊 美津子                      (7番) 平川 真由美  
(8番) 内元 幸一郎                      ~~(9番) 岩坂 博行~~  
地区推進委員  
信國 敏彦      尾方 ~~豊和~~      岩崎 盛光      伊東 明継      中竹 ~~宏一~~  
杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(1人) 最適化推進委員(2人)

5. 議事日程

日程第1 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第2 議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博  
農地係長 田端 忠

## 7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、9番委員と川辺地区推進委員、柳瀬地区推進委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和4年6月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、3番委員、5番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件は26件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p>
議長	<p>はじめに、議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字桑木原、地目は畑で2筆、合計面積は428㎡で、転用目的は一般個人住宅です。現在人吉市に居住しているが、実家や自己農地のことが気になるため、相良村に住んで休日は両親の農業の手伝いをしたいと考え、今回申請となりました。申請地は農用地区域外の第2種農地で土地代金は150万円です。以上です</p>
議長	<p>引き続き、本件について6番委員に報告をお願いします。</p>

6 番委員	譲渡人のお宅に伺いまして、間違いはないかお話ししましたところ、間違いありませんとのことでした。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明と6番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
深水地区推進委員	地籍のことで村道との境界の話が出ていたと思いますがその件はどうなったのか。
事務局	その件が片付いたので今回の申請になったそうです。
深水地区推進委員	何回も測量に来られたので・・・。
事務局	地籍の測り間違いみたいで、道路のぎりぎりまでが農地だったが道路が入り込んでいたそうで、その分面積が少なくなっていたので測量をし直して、登記が完了したため今回の申請に至っています。
深水地区推進委員	地籍の時には図面と現場で確認して測量されるはずなので、なんでそのようなことになったのか。
事務局	そうですね。
2 番委員	登記料はどこが払うのか。本人が払わないといけないのか。
事務局	村が間違えていたので村の負担だと思います。
2 番委員	分かりました。
議長	他にご意見ございませんか。  (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。  (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決

事務局	<p>定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号2、大字深水字平、地目は畑で1筆、面積は94㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。隣接する土地に地権者の宅地があり合計面積は770㎡で、土地代金は2筆で50万円です。申請地は農用地区域外の第2種農地です。以上です。</p>
10番委員(議長)	<p>この件について、遠いものですから電話で確認しました。固定資産税がかかるということで本来はこの単価ではないと思いますが、とりあえず手放したいということで、先ほど説明がございました50万ということで、太陽光のほうに売却したいということで、確認が取れましたのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局と私から説明しましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権設定)の承認について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権設定)の承認について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字八王及び蜻木、地目は田が4筆、合計面積は2,766㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆、玄米90kgと</p>

	32,500円です。以上です。
議長	引き続き、本件について報告する2名の委員が欠席ですけど8番委員に報告をお願いします。
8番委員	川辺地区推進委員と9番委員が行かれまして確認したところ、ここに記載のとおり間違いないとのことでした。
議長	ただいま、事務局からの説明と8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番と3番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字四浦西字舟渡、地目は田が1筆、面積は1,421㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。 番号3、大字四浦東字大谷、地目は田が1筆、面積は2,293㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は1年で賃借料は1筆で玄米90kgです。以上です。
議長	引き続き、本件について4番委員に報告をお願いします。
4番委員	はい、これは2件とも再設定でありまして、5月30日に確認を行い、記載されているとおり異常ございませんでした。以上報告いたします。
議長	ただいま、事務局からの説明と4番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字雨宮鶴、地目は田が3筆、合計面積は3,467㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>6月9日に川辺地区推進委員と一緒にいきまして、ここに記載してあるとおり間違いはないということで確認しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に5番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字深水字台原、地目は田が1筆、面積は1,122㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	はい、ここは9番委員が借りていた土地で、それを私が世話して借り手にもってきました。借り手が現場をよく見てなかったため確認したら道が狭かったので、借りたくないと言ってこられたが何でもいいので作ってほしいと言ってねじ込んできました。その手前は違う人が作って、2番目と3番目は作るようになっているが道が狭いので、左のほうに降り口を作って入るようにするとのことでした。あと、上の段も作るように話をしているとのことでした。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に6番から15番については、農業公社の分になります。それでは、一括して事務局からの説明をお願いします。
事務局	<p>番号6、大字柳瀬字小原ノ上、地目は田が1筆、面積は1,326㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は1筆当たり玄米120kgです。</p> <p>番号7、大字川辺字上高原、地目は畑が1筆、面積は1,935㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号8、大字川辺字上高原、蜻木、小森、地目は畑が1筆、他が3筆、合計面積は4,913㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は畑が10a当たり5,000円、田が10a当たり20,000円です。</p>

	<p>番号 9、大字川辺字蜻木、地目は田が 2 筆、合計面積は 1,712 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 20,000 円です。</p> <p>番号 10、大字川辺字佐土原、地目は畑が 2 筆、合計面積は 2,477 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 11、大字川辺字佐土原、地目は畑が 1 筆、面積は 378 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 12、大字川辺字佐土原、地目は畑が 1 筆、面積は 2,867 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 13、大字川辺字佐土原、地目は畑が 1 筆、面積は 433 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 14、大字川辺字大柳、地目は田が 2 筆、合計面積は 2,967 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 20,000 円です。</p> <p>番号 15、大字川辺字大柳、地目は田が 1 筆、面積は 454 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 20,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、所有権移転について審議いたします。それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>所有権移転について説明します。番号1、大字川辺字高原、地目は畑が1筆、面積は1,424㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は300,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>6月3日に会長と一緒にっております。議案内容に間違いありませんが2番委員とお話しをして、その隣の土地についても所有権移転の話が出ているとのことで、現在別の方が牧草を植えているのですが、3筆分あるけど畔がなくなっている約40aほどだと思いますが、なので植えておられる方に尋ねたがよくわからないということで、受け人の方に連絡をしたら隣接する土地もいっぺんに登記をしたいとのことで、別に登記するのではなくいっぺんにしたいと言われたがそうすることは出来ないと言われたと言われたとのことでしたが。</p>
事務局	<p>隣接する土地については別の方になりますので申請書類がそろった方から総会にかけてます。もう一つの隣接する土地につきましては申請書類がそろい次第出されると思いますので次回の総会で上がってくると思います。</p>
川辺地区推進委員	<p>聞かれたので、もし聞かれたときにはそのように答えます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
	<p>議案第 19 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画 (案) に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第 19 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画 (案) に対する意見について審議します。1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、大字柳瀬字小原ノ上、地目は田が 1 筆、面積は 1,326 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 1 筆当たり玄米 120 k g です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 2 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2、大字川辺字上高原、地目は畑が 2 筆、合計面積は 4,014 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>

	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番と4番については、川辺地区推進委員に関する案件ですが、本日は欠席ですのでこのまま審議します。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字蜻木及び小森、地目は田が3筆、合計面積は2,834㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり20,000円です。 番号4、大字川辺字蜻木、地目は田が2筆、合計面積は1,712㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に5番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字川辺字佐土原、地目は畑が5筆、合計面積は6,155㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期</p>

<p>議長</p>	<p>間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に6番については、深水地区推進委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(深水地区推進委員・退席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>番号6、大字川辺字大柳、地目は田が3筆、合計面積は3,421㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで深水地区推進委員の入室を許可します。</p>

	<p>(深水地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に 7 番については、8 番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p>
	<p>(8 番委員・退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 7、大字深水字買元及び田ノ下、地目は田が 2 筆、合計面積は 1,538 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 4 年 11 ヶ月で賃借料は 2 筆で玄米 105 k g です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで 8 番委員の入室を許可します。</p>
	<p>(8 番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に 8 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 8、大字柳瀬字城ヶ峯、地目は畑が 2 筆、合計面積は 7,155 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 7月8日(金)、午前9時から</p> <p>(2) 令和4年度最適化活動の目標の設定について 皆さんの手元にお配りしております、令和4年度最適化活動の目標の設定等について、村のほうで公表しなければならないことになっておりまして、皆さんで話し合っただけの内容を目標として設定して告示するような形になりますが、この内容で今回行きたいと思っております。県のほうには内容を確認していただいておりますので、目をとおしていただいて意見を出していただきたいと思います。現段階で気づいた点等ございますか。</p> <p>私のほうから、2枚目の紙の最適化活動の活動目標のところ、推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですけれども、1人当たりの活動日数が月に10回、10日を目標としておりますので、本当に細かいことでも結構ですので活動日誌に記録していただければと思います。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>みっちり8時間話さないと1回にカウントしないというわけではないのでしょ。</p>
事務局	<p>そうではありません。10分でも農業のことに関して話をした場合は1回にカウントされます。</p>

深水地区推進委員	あの紙に書いて出さないといけないということですよね。
事務局	はい、そうです。月に10回分書いて提出していただくことになります。これが一番大変な作業になると思いますけどもよろしくお願いいたします。紙が足りなくなった場合は言っただけでコピーしてお渡しします。
深水地区推進委員	4・5月分も書いて出してもいいですか。
事務局	はい、書いてない分はお願いします。 それでは、活動回数については10回を目標にさせていただいて、この内容で行きたいと思いますがよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
事務局	よろしくお願いします。
	4 閉会
議長	それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会：午前9時37分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和4年6月13日

相良村農業委員会

署名委員 3番 ㊟

署名委員 5番 ㊟